三　その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）
四　その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部
五　その者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部
六　その者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部

２　この法律において「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。
一　プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）
二　映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの
三　文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
四　前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

第三条第一項中「下請中小企業」を「受託中小企業」に、「下請事業者及び親事業者」を「中小受託事業者及び委託事業者」に改め、同条第二項第一号中「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、同項第二号中「親事業者」を「委託事業者」に改め、同項第三号、第五号及び第六号中「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、同項第七号中「下請取引」を「受託取引」に改め、同項第八号中「下請取引」を「受託取引」に、「下請中小企業」を「受託中小企業」に改め、同条第三項中「下請取引」を「受託取引」に改める。

第四条の見出しを「（指導等）」に改め、同条中「下請中小企業」を「受託中小企業」に、「下請事業者又は親事業者」を「中小受託事業者又は委託事業者」に、「指導及び助言を行なう」を「、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨する」に改める。

第五条第一項中「親事業者及び」を「委託事業者及び」に、「下請事業者又はその」を「中小受託事業者（当該中小受託事業者から受託取引として製造委託等（二以上の段階にわたる製造委託等を含む。）を受けた者を含む。以下「関係中小受託事業者」という。）又はその」に、「親事業者の下請事業者」を「委託事業者の関係中小受託事業者」に、「下請事業者等」を「中小受託事業者等」に、「親事業者の発注分野」を「委託事業者（関係中小受託事業者であつて他の関係中小受託事業者に対し製造委託等を行うものを含む。）の発注分野」に、「下請事業者又は当該」を「関係中小受託事業者又は当該」に、「下請中小企業の」を「受託中小企業の」に、「ついて下請中小企業振興事業計画」を「関する計画」に改め、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第三項中「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者等」を「中小受託事業者等」に改める。

第六条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号中「親事業者及び下請事業者等」を「委託事業者及び中小受託事業者等」に改め、同条第三号中「下請事業者等」を「中小受託事業者等」に改め、同号ロ中「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　当該委託事業者から二以上の段階にわたる製造委託等が行われる場合において、その関係中小受託事業者であつて当該委託事業者の中小受託事業者以外の者が当該振興事業に参加するときは、当該関係中小受託事業者の先次の全ての関係中小受託事業者が当該振興事業に参加するものであること。

第七条第一項及び第二項中「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者等」を「中小受託事業者等」に改める。

第八条の見出しを「（特定連携事業計画」に改め、同条第一項中「特定下請事業者」を「特定中小受託事業者」に、「特定下請連携事業に」を「特定連携事業を」に、「特定下請連携事業計画」を「特定連携事業計画」に改め、同条第二項中「特定下請連携事業計画」を「特定連携事業計画」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号及び第二号中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に改め、同項第三号中「特定下請事業者」を「特定中小受託事業者」に改め、同項第四号及び第五号中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に改める。

第九条中「特定下請連携事業計画」を「特定連携事業計画」に改め、同条第二号中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に、「特定親事業者」を「特定委託事業者」に、「の下請取引」を「の受託取引」に、「特定下請事業者」を「特定中小受託事業者」に、「特定下請取引への依存の状態」を「特定受託取引への依存の状態」に改め、同条第三号中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に改める。

第十条の見出し中「特定下請連携事業計画」を「特定連携事業計画」に改め、同条第一項中「特定下請事業者（以下「認定特定下請事業者」を「特定中小受託事業者（以下「認定特定中小受託事業者」に、「特定下請連携事業計画」を「特定連携事業計画」に改め、同条第二項中「認定特定下請連携事業計画」を「認定特定中小受託事業者」に改め、同条第三項中「特定下請連携事業が」を「特定連携事業が」に改める。

第十一条第一項中「、下請振興関連保証」を「、振興事業関連保証」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「関係中小受託事業者」に改め、同項の表第三条第一項の項中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）」に、「下請振興関連保証」を「振興事業関連保証」に改め、同表第三条の二第一項、第三条の三第一項及び第三条の四第一項の項及び第三条の二第三項及び第三条の三第二項の項中「下請振興関連保証」を「振興事業関連保証」に改め、同条第二項中「、特定下請連携事業関連保証」を「、特定連携事業関連保証」に、「特定下請連携事業（以下「認定特定下請連携事業」を「特定連携事業（以下「認定特定連携事業」に改め、同項の表第三条第一項の項中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）」に、「特定下請連携事業関連保証」を「特定連携事業関連保証」に改め、同表第三条の二第一項の項及び第三条の二第三項及び第三条の三第二項の項中「特定下請連携事業関連保証」を「特定連携事業関連保証」に改め、同条第三項中「特定下請連携事業関連保証」を「特定連携事業関連保証」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）」に、「認定特定下請連携事業」を「認定特定連携事業」に、「特定下請連携事業資金」を「特定連携事業資金」に改め、同条第四項及び第五項中「下請振興関連保証又は特定下請連携事業関連保証」を「振興事業関連保証又は特定連携事業関連保証」に改める。

第十二条第一項各号中「認定特定下請連携事業」を「認定特定連携事業」に改める。

第十三条中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に改める。

第十四条第一項中「親事業者又は下請事業者等」を「委託事業者又は中小受託事業者等」に改め、同条第二項中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に改める。

第十五条の見出しを「（受託中小企業取引機会創出事業者の認定）」に改め、同条第一項中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改め、同項第一号中「第二条第二項各号」を「第二条第一項各号」に改め、同条第二項第三号中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改め、同条第三項第一号中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に、「下請中小企業の」を「中小受託事業者の」に改め、同項第二号中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改める。

第十七条及び第十九条中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改める。